

議案第14号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から三戸郡福祉事務組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するものとする。

令和2年3月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

青森県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合同規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第8号の項中「、三戸郡福祉事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。